

令和7年2月12日

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第36号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の背景・目的

(1) 公園内における喫煙の取扱い

平成30年に健康増進法が改正され、「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する」こととされた。

川崎市の公共施設における喫煙については、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われているが、屋外施設（公園、道路等）は禁煙の対象になっていないため、禁止はしておらず、現在、公園内での喫煙については公園利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願いや、注意喚起の看板設置をしているところ、これまで、公園内の喫煙に対して様々な御意見が寄せられており、公園管理者として何かしらの受動喫煙対策が求められてきた。

そのため、令和6年3月1日から4月30日までの間に行った、市内6公園での全面禁煙化の試行実施の結果及び令和6年9月10日から10月10日まで実施したパブリックコメントの結果等を踏まえ、公園内における喫煙の取扱いについて整理し、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等に対応するため、公園内は原則禁煙とし、公園管理者が法令を根拠とした効果的な是正指導を図るため、禁止行為に「喫煙」を加える条例の一部改正を行うもの。

(2) 関係法令の一部改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下、「バリアフリー法施行令」という。）の一部改正に伴い、引用条文の規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 禁止行為の追加

- ・市都市公園内を原則禁煙とするにあたり、条例第4条に規定する禁止行為に「喫煙」を加える。
- ・指定された場所（常駐管理者のいる公園で設置された喫煙可能スペース等）での喫煙は除く。
- ・第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をしたものに対しては、50,000円以下の過料を科する対象となる。
※実際の過料の額については、路上喫煙の防止に関する条例における過料の額（2,000円）を考慮して設定する。

(2) 引用条文の規定の整備

- ・バリアフリー法施行令の一部改正において、劇場等の客席に係る規定が加えられたことに伴い、案内設備までの経路に係る規定が繰り下げられたことから、条例第2条の6第1号カで引用する条文の条ずれに対応する。

「第21条第2項第1号」→「第22条第2項第1号」

3 施行時期

(1) バリアフリー法施行令の一部改正に伴う条ずれ対応

令和7年6月1日

(2) 公園の原則禁煙化

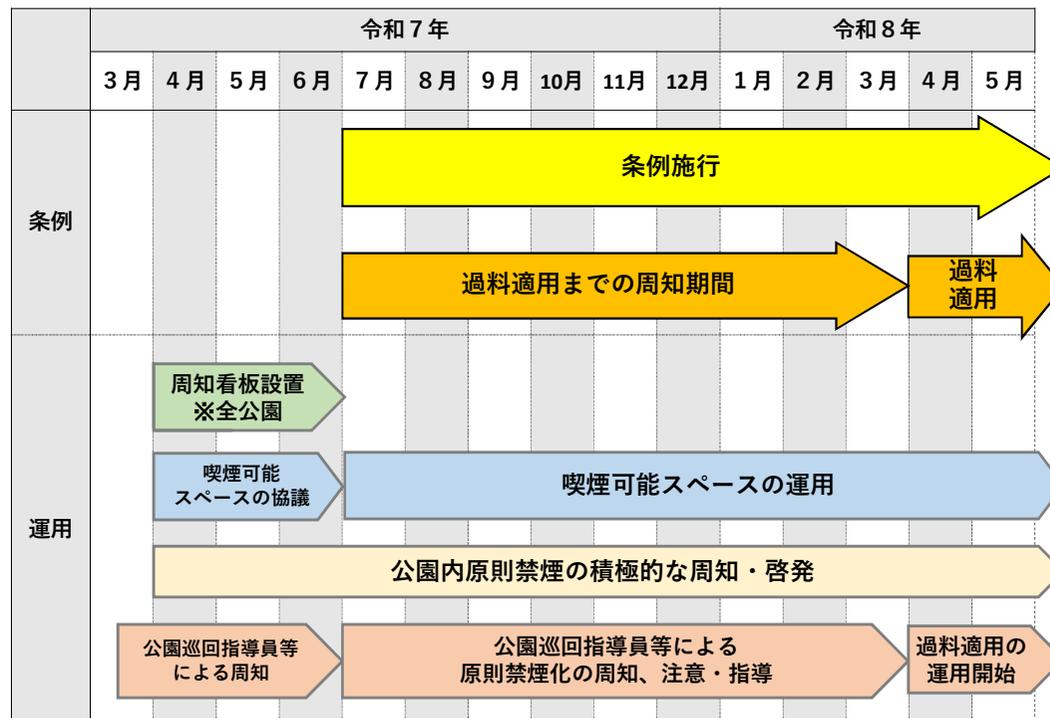
令和7年7月1日

(3) 過料適用の対象に喫煙を追加

令和8年4月1日

※新たな禁止行為を広く周知するとともに環境整備を進め、公園内は禁煙であるというルールを市民に広く浸透させる必要があるため、過料適用の対象としない期間を設ける。

4 今後のスケジュール



改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (園路及び広場)</p> <p>第2条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当該水平面を縮小することができる。</p> <p>エ 路面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>オ 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設するものとする。</p> <p>カ 視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第11条第2号に規定する点状ブロック等又は同令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に併設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)を敷設すること。</p> <p>(2)～(7)略</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (園路及び広場)</p> <p>第2条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当該水平面を縮小することができる。</p> <p>エ 路面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>オ 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設するものとする。</p> <p>カ 視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第11条第2号に規定する点状ブロック等又は同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に併設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)を敷設すること。</p> <p>(2)～(7)略</p>

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表 その2 【令和7年7月1日施行分】

改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例 (行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 施設を損傷し、又は汚損すること。 (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3) 土地の形質を変更すること。 (4) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。 (5) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。 (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (7) 立入禁止区域に立ち入ること。 (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。 <u>(9) 指定された場所以外の場所で喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。</u> <u>(10) 公園をその用途以外に使用すること。</u> <u>(11) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。</u></p> <p>2 前項各号の行為をした場合市に損害を生じさせたときは、市長の認定による損害を弁償させることができる。 (過料)</p> <p>第28条 第4条の規定に違反して、同条各号<u>(第9号を除く。)</u>に掲げる行為をした者に対しては50,000円以下の過料を科する。</p>	<p>○川崎市都市公園条例 (行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 施設を損傷し、又は汚損すること。 (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3) 土地の形質を変更すること。 (4) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。 (5) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。 (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (7) 立入禁止区域に立ち入ること。 (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。 <u>(新設)</u> <u>(9) 公園をその用途以外に使用すること。</u> <u>(10) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。</u></p> <p>2 前項各号の行為をした場合市に損害を生じさせたときは、市長の認定による損害を弁償させることができる。 (過料)</p> <p>第28条 第4条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者に対しては50,000円以下の過料を科する。</p>

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表 その3 【令和8年4月1日施行分】

改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例 (過料)</p> <p>第28条 第4条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者に対しては50,000円以下の過料を科する。</p>	<p>○川崎市都市公園条例 (過料)</p> <p>第28条 第4条の規定に違反して、同条各号 <u>(第9号を除く。)</u> に掲げる行為をした者に対しては50,000円以下の過料を科する。</p>

1.目的

- 平成30年に健康増進法が改正され、「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する」こととされました。
- これまで、公園内の喫煙に対して様々なご意見が寄せられており、公園管理者として何かしらの受動喫煙対策を求められています。
- **公園内での望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等を整理し、喫煙の取扱いを整理します。**

2.現状の対応

川崎市の公共施設における喫煙については「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われていますが、屋外施設（公園、道路等）は禁煙の対象になっていないため、禁止はしていません。

現在、公園内での喫煙については公園利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないよう配慮のお願いや、注意喚起の看板設置をしているところです。



参考：実際に公園に設置している注意喚起看板

3.公園利用者等からの喫煙に対する意見

建設緑政局宛てに届く意見は、公園内での喫煙による副流煙についてが多く、各区役所道路公園センター宛てに届く意見は、吸い殻のポイ捨て、喫煙による周辺へのにおい、注意喚起看板設置の要望が多い傾向にあります。

(1) 建設緑政局宛て、過去3カ年に届いた受動喫煙に関する意見数

	市長への手紙	サンキューコール	オンブズマン	その他	合計
R3年度	5件	0件	0件	2件	7件
R4年度	9件	0件	1件	1件	11件
R5年度	8件	1件	1件	6件	16件
R6年度	10件	0件	0件	8件	18件

※令和6年度については7月31日時点

<参考：道路公園センター宛てに届いた喫煙全般に関する意見数>

区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
R4年度	5件	8件	10件	9件	8件	7件	14件	61件
R5年度	3件	8件	5件	12件	6件	1件	11件	46件

※各区役所道路公園センターの公園陳情処理簿から集計

※意見の主な内容：吸い殻のポイ捨て、におい、注意喚起看板設置の要望等

(2) 受動喫煙に関する主な意見内容

- 目の前の公園に複数人が毎日のようにタバコを吸いながら長時間談笑しております。家族に気管支系の疾患持ちがいて、健康面での不安もあり、公園の喫煙ルールについて厳格化してほしい。
- 公園や屋外ベンチなどでは喫煙者がいるため、非喫煙者は受動喫煙をしたくないためにそこには近寄れません。
- 登下校時などでも子どもの近くで歩きタバコしている人がいて危険で健康に悪い。ある公園ではベンチやブランコ周辺が吸い殻ばかり。
- 公園の中で毎朝タバコを吸ってる人がいます。みんなの公園を汚してほしくないです。タバコ吸ってる人がいると怖くて公園に行きたくない。
- 赤ちゃんは息を止めることもできず、副流煙をまともに吸い込んでしまいます。市民の心身の健康のため、市内全域の路上喫煙禁止の実現をしてほしい。
- 吸い殻のポイ捨てがあったり、遊具の近くのベンチで子供が遊んでいるにも関わらず吸っている人がいます。誰でも公園を気持ちよく利用できるように条例を改正してほしいと強く望みます。

4.近隣都市の状況

(1) 横浜市

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、**横浜市公園条例の一部を改正し、市立公園内において禁止する行為として、「喫煙をすること」を追加**しました。（令和7年4月1日施行）

(2) さいたま市

都市公園などでの望まない受動喫煙を防止するため、**市内全ての都市公園等の禁煙化を試行**します。（令和5年4月1日から実施）

(3) 相模原市

令和5年4月1日に「相模原市健康づくり推進条例」を施行し、子どもから高齢者まで全ての市民が生涯にわたりいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すとともに、少子高齢化が進行する中、皆様に「子育てするなら相模原」として選んでいただけるまちとなるための取組を進めており、望まない受動喫煙の防止や子育て環境の向上のため、**公園等を原則禁煙化**することとしました。（令和5年10月1日から実施）

5. 試行実施について

公園内における受動喫煙対策に向けた取組を進めるため、対象公園を選定して禁煙の試行実施するとともに、利用者アンケートを実施しました。

(1) 対象公園選定の考え方

- ① 指定管理者または現在配置している公園パトロール員（南部地区）によって現地確認ができる公園
- ② 公園種別・規模ごとに、特徴のある立地場所や利用者から意見があった公園

(2) 対象公園

公園名	所在地	種別	面積(㎡)	概要	主な公園施設
1 等々力緑地	中原区 等々力1-1	総合	435,914	各種競技が行える大規模な指定管理公園	各種競技場、野球場、釣池、広場、アリーナ、事務所等
2 大師公園	川崎区 大師公園1	地区	87,956	遊具や庭園の他に運動も可能な指定管理公園	中国庭園、野球場、テニスコート、遊具、事務所等
3 西菅公園	多摩区 菅北浦4-13	近隣	20,000	遊具の他に運動も可能な公園	野球場、テニスコート、遊具、広場
4 東渡田第2公園	川崎区 鋼管通1-8-1	街区	2,154	病院前にある身近な公園	遊具、広場
5 東田公園	川崎区 東田町3-25	街区	3,221	商店街の中にある身近な公園	コミュニティハウス、遊具、広場
6 こすぎコアパーク	中原区 小杉町3-1302	街区	1,100	駅前にある身近な公園	飲食店舗、広場

<参考（川崎市の都市公園数）※令和6年3月31日時点>

公園数	住区基幹			都市基幹		特殊			都市緑地	都市林	緑道	合計	
	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	動植物	広場					墓園
公園数	1000	31	6	4	1	1	1	1	2	95	43	19	1,204

(3) 実施内容

- 対象公園は試行期間中、全面禁煙化します。（加熱式タバコも対象）
※イベント開催時等に主催者が設置する喫煙所を除く。
- 適宜、パトロールを実施し、喫煙をしないよう御協力をお願いします。
- 対象公園の入口等に試行中であることを示す周知看板、ポスタ等の掲示。
- 対象公園で、公園内における受動喫煙対策の考え方について、手渡しアンケートを実施。

(4) 期間

令和6年3月1日（金）～令和6年4月30日（火） 61日間
※公園利用者が増加する春休みの時期を中心に実施



①等々力緑地



②大師公園



③西菅公園



④東渡田第2公園



⑤東田公園



⑥こすぎコアパーク

(5) 実施の様子



< 試行実施期間中の様子 >



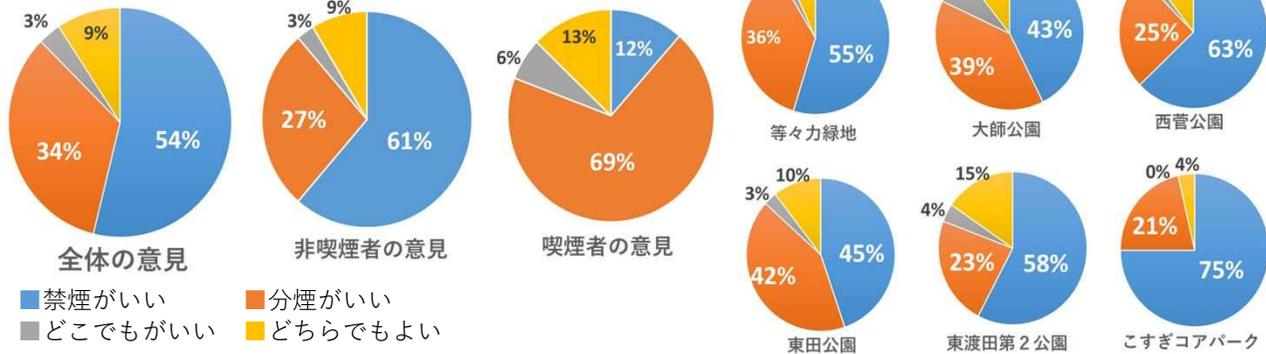
6. 試行の結果

(1) アンケートの回答 (回答者数 518人)

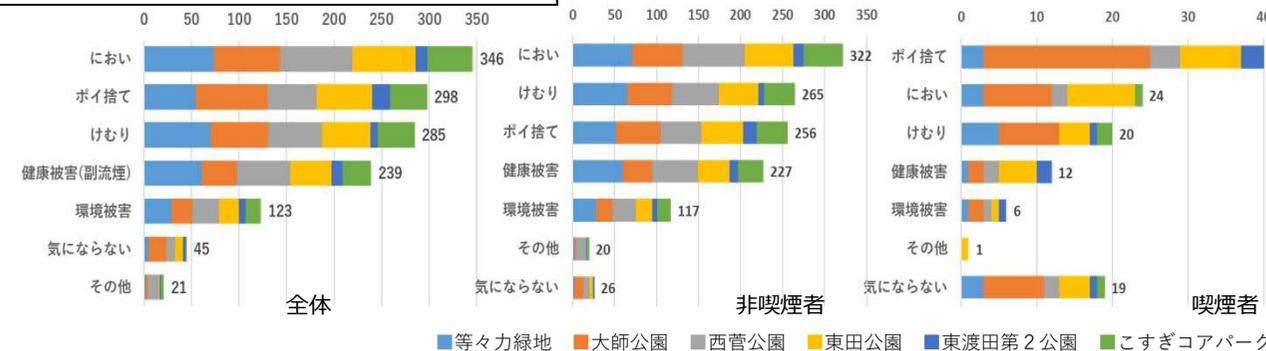
公園名	所在地	種別	調査日	回答数
等々力緑地	中原区等々力1-1	総合	3/23(土)、3/27(水)	104
大師公園	川崎区大師公園1	地区	3/23(土)、3/27(水)、4/11(木)	122
西菅公園	多摩区菅北浦4-13	近隣	3/23(土)、3/29(金)、4/12(金)	105
東渡田第2公園	川崎区鋼管通1-8-1	街区	3/23(土)、3/27(水)、4/11(木)	26
東田公園	川崎区東田3-25	街区	3/23(土)、3/27(水)	105
こすぎコアパーク	中原区小杉町3-1302	街区	3/23(土)、3/27(水)	56
総計				518

喫煙習慣の割合 吸わない(禁煙した) : 85% よく吸う : 11% たまに吸う : 4%

公園での喫煙をどう思いますか?



喫煙のどういうところが気になりますか?



(2) 試行期間中に寄せられた声

【禁煙に関する意見】

- 子供を育てるようになって、歩きタバコと吸いがらのポイ捨てに恐怖を感じています。もし小さい子供たちが誤飲でもしてしまったらと思うと心配でなりません。公園でも吸いがらを見かけます。条例で歩きタバコを規制していただきたいです。
- ルフロン公園(川崎駅東口緑地)は喫煙所と化し、公園全体がポイ捨ての灰皿状態。市としてはまず第一歩として喫煙のルール違反者にはより一層厳しい条例を制定して、しっかりと取り締まっていただくことを要望します。

【分煙に関する意見】

- 等々力緑地の釣り堀を利用している。今日来たら灰皿がなくなっていた。灰皿があればそこでちゃんと捨てる。このままではポイ捨てが増える。すぐに元に戻してほしい。
- タバコのポイ捨てや、副流煙が心配です。また、落ち葉の上に捨てる人がいて危険です。枯れた落ち葉上にポイ捨ては危ないです。スモークエリアを設置すれば「あそこで吸ってください!」と言えます。

【その他の意見】

- 禁煙化の取組の看板をもっと増やしてほしい。ポイ捨てする人を見かけたら注意するようにしているが、看板やポスターがあると注意しやすい。

7.パブリックコメントの結果

(1) 意見募集の概要

題名	公園内における喫煙の取扱いに係わる意見募集（パブリックコメント）について
意見の募集期間	令和6年9月10日（火）から10月10日（木）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参

川崎市の公園における喫煙の取扱いについて
みなさんの意見を聞かせてください

1 意見募集の概要
2 意見の提出方法
3 意見の募集先

川崎市の公園における禁煙の取扱いについて
ご意見をお聞かせください

川崎市における禁煙の取扱いについて
1 川崎市の概要
2 禁煙の取扱いについて
3 禁煙の取扱いの考え方

◀パブリックコメント募集パンフレット▶

(2) 結果の概要

意見提出数（意見件数）	188通（494件）
意見提出フォーム	133通（349件）
電子メール	18通（51件）
FAX	19通（45件）
郵送	15通（43件）
持参	3通（6件）

禁煙・分煙等の主な意見の割合	188通
公園の全面禁煙を望む意見	85通
公園の原則禁煙を望む意見	62通
すべての公園を分煙にすることを望む意見	19通
公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見	12通
上記以外の意見	10通

(3) 案に対するパブリックコメントの実施結果

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、反映したものと
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するものと
- C 今後の取組を進めていく中で参考とするものと
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するものと
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 公園の全面禁煙を望む意見	0	0	0	85	0	85
2 公園の原則禁煙を望む意見	3	54	0	5	0	62
3 すべての公園を分煙にすることを望む意見	0	8	0	11	0	19
4 公園を全面禁煙または原則禁煙とすることに否定的な意見	0	0	0	12	0	12
5 喫煙可能スペースの考え方に関わる意見	26	35	0	25	0	86
6 都市公園条例を改正することについての意見	0	61	0	7	0	68
7 公園内での喫煙に関する現在の課題・懸念事項	0	37	0	7	0	44
8 公園を禁煙化するにあたり、市に期待する取組について	0	59	5	6	1	71
9 その他	0	0	0	8	39	47
計	29	254	5	166	40	494

(4) 主な意見と本市の対応

公園内の禁煙化を求める意見、喫煙可能スペースの仕様に関する要望、公園を禁煙化するにあたり、市に期待する取組などの御意見が寄せられました。

寄せられた意見が、案に沿ったもの、喫煙可能スペースの仕様について、灰皿やパーテーションの設置に関するものなどであったことを踏まえ、「公園内における喫煙の取扱いの考え方（案）」について、一部見直しを行った上で、今後、都市公園条例の禁止行為に「喫煙すること」を追加する条例改正の手続きを進めてまいります。



◀市内指定喫煙所への周知↓▶



8.公園内における喫煙の取扱いの考え方

公園内は原則禁煙。ただし、一部公園には喫煙可能スペースを設置。

(1) 喫煙可能スペースを設置できる公園の考え方

● **常駐管理者がいる公園は、喫煙可能スペースを設けることができる。**

- ※常駐管理者がいない公園は、全面禁煙とする。
- 常駐管理者が、喫煙可能スペースの管理・美観維持等を行う。

(2) 喫煙可能スペースの考え方

- 公園利用者の動線から離れた場所に設置
- 喫煙可能スペースをコーン等で区画
- 喫煙可能スペースである標識の掲示
- 喫煙可能スペースの仕様（灰皿・目隠し等）は、各公園の利用実態・規模等に応じて常駐管理者と協議のうえ、決定

●常駐管理者のいる公園（18公園）

管理形態	公園名
市が直接管理	夢見ヶ崎動物公園
指定管理者制度による管理	生田緑地、富士見公園、等々力緑地、大師公園、桜川公園、小田公園、池上新田公園、緑化センター、早野聖地公園、緑ヶ丘霊園
業務委託による管理	王禅寺ふるさと公園、御幸公園、中原平和公園、とんびいけ公園
設置・管理許可による管理	橋公園、東田公園、池上新町南緑道

※設置・管理許可：都市公園法第5条に基づく申請により公園施設を公園管理者以外のものが管理する制度。

●喫煙可能スペース導入のフロー



9.喫煙可能スペースについて

(1) 設置のイメージ

生田緑地

規模が大きく自然豊かな緑地という特性を活かし、植栽で区画し、景観を考慮した仕様になります。スペースの移動も可能であり、開催されるイベントによって、柔軟に場所を設定できます。



等々力緑地・富士見公園

各種競技が行える大規模な指定管理公園という特性を活かし、再編整備に合わせてパーテーション等を設置します。整備期間中は暫定的に簡易なものを設置します。



<新宿区→>

その他の公園

公園規模、利用ニーズが様々なため、灰皿を設置して区画し、設置後の利用状況（人数、ポイ捨て等）を踏まえ、必要に応じ、パーテーション等の設置など段階的に改善を検討します。



<下関市→>

<その他共通の仕様>

- 喫煙可能スペースへの案内看板を設置
- 園内案内板、園内パンフレットに表示
- 喫煙可能スペースには灰皿を設置します。

(2) 常駐管理者との協議内容

普段の喫煙状況、設置場所、仕様、運用方法（利用時間、清掃頻度、見回り頻度、トラブル時の対応）等を協議し、喫煙可能スペースの設置を進めます。

(3) 設置のスケジュール

条例改正～令和7年7月：18公園の管理者と協議し、順次設置
 喫煙可能スペース設置～：利用人数、ポイ捨て量、陳情の有無等を調査し、喫煙可能スペースの改善を検討

11.公園巡回指導員について

(1) 巡回体制について

担当する区	指導員の人数 (計5名)
川崎区	2名 ※ホームレス対応があるため
幸区・中原区	1名
高津区・宮前区	1名 ※令和7年度から増員
多摩区・麻生区	1名 ※令和7年度から増員

※令和7年度(過料適用しない期間)の巡回の状況(注意人数、禁止行為発見件数)により、令和8年度以降の配置・体制を検討

(2) 職務内容について

- 公園内の禁止行為(喫煙含む)に対する確認・指導
- 樹木、遊具などの安全確認、破損に対する応急処置・報告
- 公園に定住するホームレスへの対応(自立支援施設への入所誘導等)

(3) 巡回経路について

- 1日あたり20~30公園
- 道路公園センターに寄せられた陳情等を踏まえ、重点的に巡回する公園を選定するなど、柔軟に対応
- 喫煙のみを対象とした指導日を設ける等、効果的な巡回を行う。

(4) 巡回日報(参考※現在の公園パトロール日報)

(5) 業務マニュアルの更新等

公園巡回指導員の業務内容、指導時の手順、安全確認の要点等、指導員の心得等を記載したマニュアルを更新するとともに、公園巡回指導員研修を行い、想定されるトラブルに備える。

12.利用者への周知について

(1) 周知看板について

- 屋外でも目を引きやすく、利用者に内容が一目で分かりやすいデザイン
- 外国の方にも分かりやすいデザイン(英語・禁煙のロゴをいれる)
- 公園内の禁煙化、受動喫煙防止などの取組の詳細や市内喫煙場所などについて二次元コードを活用し、案内する
- 「加熱式タバコを含む」を記載

<看板デザイン>



【設置場所のポイント】

- 公園入り口付近
- トイレ付近
- ベンチに座り目に入る場所
- 遊具付近
- 自動販売機付近
- タバコの吸い殻がポイ捨てされている場所
- 利用者の目に留まりやすい場所

(2) 看板設置スケジュールについて

- ~令和7年4月: 看板作成(約1,600枚を予定)
- ~令和7年6月: 看板設置

※公園の規模・敷地面積に応じて複数枚設置
 ※条例改正後、喫煙実態・陳情・利用者等が多い公園から順次設置(全公園に設置)

(3) 公園のルール・マナー啓発動画(15秒・30秒)

- 公園での喫煙、ごみのポイ捨て、犬の放し飼い、自転車の乗入れ、他の利用者に配慮したボール遊び等、ルール・マナーを啓発する動画の作成
- 市ホームページ・区役所・庁内デジタルサイネージ等で放映予定

(4) その他周知

- 管理運営協議会、公園緑地愛護会等の関係団体への周知
- 市政だよりのほか、町内会・自治会への掲示板・回覧